請負坑夫及採炭夫採取夫ニ對シテハ毎日次ノ如ク
ナシテ本人ノ勾引論其家族ヲ以テ保證スルコトハ
ヲ附シタル手形ヲ前借ヲ申込ミ
イ.飯米トシテ次通ヲ給スルコト
大人一日 五合
小人 三合
ロ.菜食料トシテ次通ヲ支給スルコト
一.家族四人以上ノ場合ノ場合ニハ一日
ハ.合三人以下ノ場合ニハ家族ニ不拘
三.給料ハ毎月一回

（協調會勞働課）